

第1章 計画策定の背景と目的

1. 策定の背景

戦後の社会福祉制度は措置制度であったことから、福祉サービスは行政が行うもので、提供される側はそれを受けただけという制度でした。これが平成元年以降は市町村が住民の求めに応じて在宅サービスを提供することになりましたが、措置制度の下では利用者の視点に立った利用者本位の支援にはなっていなかったことから、平成5年以降国レベルでの児童福祉や障がい者の福祉分野の基盤整備が進められることになりました。

さらに、拡大する社会福祉のニーズやさまざまな課題に対応するため、社会福祉基礎構造改革が必要となり、平成12年に介護保険制度や成年後見制度が施行されています。

福祉サービスは、「個人の尊厳の保持」という憲法の理念を踏まえ、利用者本位の制度への改革による自己決定、自己責任による自立への転換とサービスの質の向上、増大するサービス需要に対応するため、社会福祉法人によるサービス事業の展開に加え、地域住民も「地域福祉の担い手のひとり」と位置づけ、地域の主体性の発揮が求められています。

本町においても、これまで、高齢者・障がい者・児童等の対象者毎の施策を、地域住民や社会福祉協議会等が一体となり事業展開し、特に独り暮らし高齢者等の声かけによる安否確認事業「安心ほっとネット」の取組など、地域住民による地域福祉活動が実践されています。

しかし、介護を必要とする高齢者の増加、複雑化する障がい者への対応、孤立化する子育て家庭の増加、高齢者や児童への虐待の増加、DV、長引く不況による生活保護世帯の増加、ひとり親家庭の増加等々の課題が多くありますが、これらの課題は行政だけでは対応しきれないのが現状であります。

このため、本町の地域福祉は、地域住民、社会福祉事業関係者、各種団体、行政が相互の役割分担を明確にし、自ら考え行動し、協力し合って「地域住民は地域で守る」を基本姿勢に地域福祉推進の方策として「地域福祉計画」の策定が求められています。

2. 策定の目的

第1期地域福祉計画（平成17年度旧八雲町にて策定（平成17年度～平成21年度））の計画期間が終了することから、合併後の熊石地域を含めた第2期地域福祉計画を、福祉施策の実績、地理的特性や現状を踏まえ、地域の課題を明らかにし、地域全体で地域福祉の課題について取り組み、誰でも安心して暮らせる町の仕組みづくりを推進するため、第1期計画を見直し策定するものです。

3. 計画の位置づけ

1) 社会福祉法の位置づけ

この計画は社会福祉法に位置づけられた計画です。以下に地域福祉計画の条文を記します。

社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に進める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その

内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

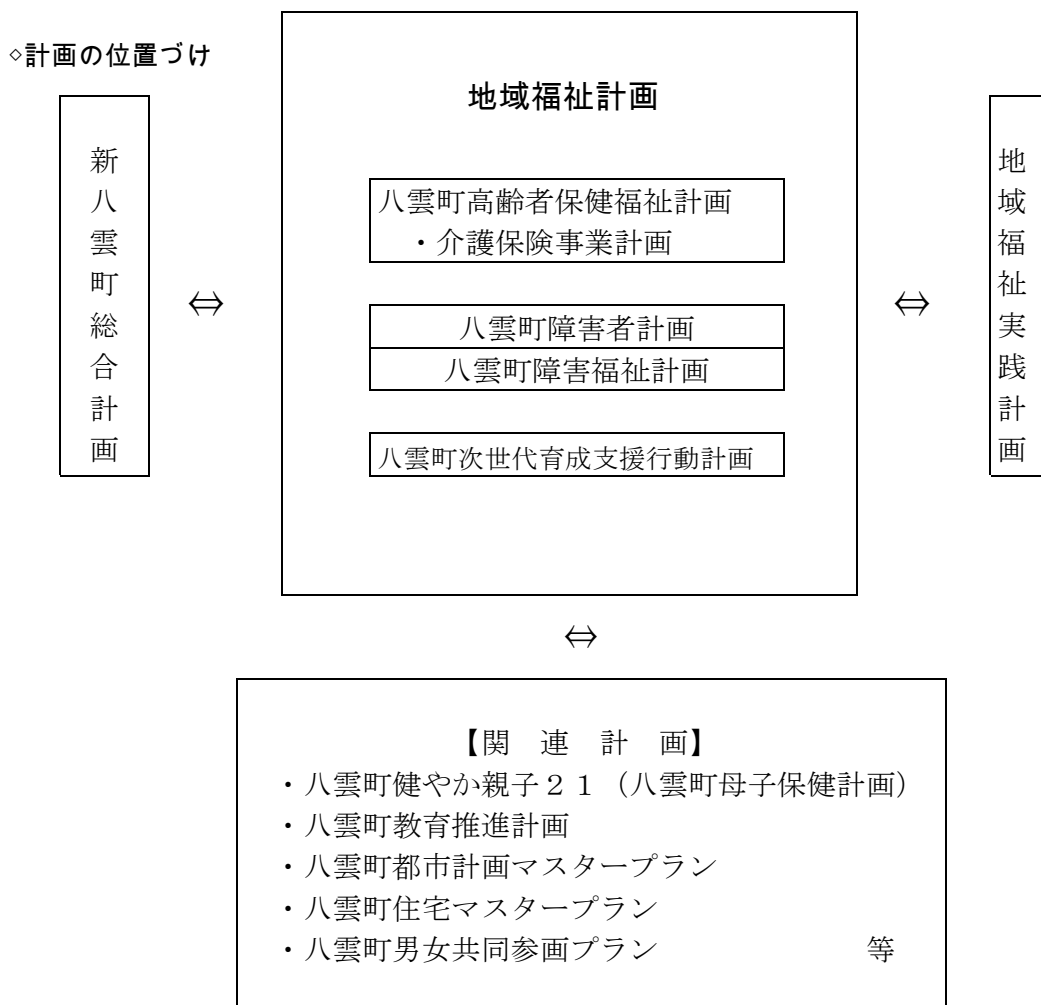
2) 計画の位置づけと範囲

この計画は、誰でも安心して暮らせる町づくりを進めるための基本計画であり、地域福祉を推進する町民や団体、法人等の共通の指針とします。

この計画は、「新八雲町総合計画」と福祉関係個別計画（八雲町高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画、八雲町障害者計画、八雲町障害福祉計画、八雲町次世代育成行動支援計画）の中間に位置づけ、総合計画の基本理念・分野別のテーマや個別施策と福祉の個別計画に共通する理念・目標を内包する計画とします。

なお、この計画は、「八雲町健やか親子21（八雲町母子保健計画）」や「八雲町教育推進計画」「八雲町都市計画マスタープラン」「八雲町住宅マスタープラン」「八雲町男女共同参画プラン」等と連携して進める計画とします。

また、この計画は「地域福祉を推進する団体」と社会福祉法で位置づけられている八雲町社会福祉協議会が策定する、「地域福祉実践計画」と連携、協働する計画とします。



4 . 計画期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間としますが、今後の国の施策や社会経済情勢、町の福祉施策をめぐる情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ、計

画の一部修正を行います。

◇計画の期間

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
新八雲町総合計画（平成20年～平成29年）									
第1期八雲町地域福祉計画（平成17～21年度）					第2期八雲町地域福祉計画（平成22～26年度）				
八雲町高齢者保健福祉計画 ・第3期介護保険事業計画		八雲町高齢者保健福祉計画 ・第4期介護保険事業計画			八雲町高齢者保健福祉計画 ・第5期介護保険事業計画				
第1期八雲町障害者計画 （平成17年～21年度）					第2期八雲町障害者計画 （平成22年～26年度）				
第1期八雲町障害福祉計画 （平成18～20年度）		第2期八雲町障害福祉計画 （平成21～23年度）			第3期八雲町障害福祉計画 （平成24～26年度）				
八雲町次世代育成支援行動計画（前期）					八雲町次世代育成支援行動計画（後期）				

5．計画のポイント

計画策定に当たっては、国が示した社会保障審議会福祉部会による「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援行動計画策定指針」（以下「国のガイドライン」とします。）に留意する必要があります。

1）地域福祉推進の理念

市町村地域福祉計画を策定するための国のガイドラインでは、地域福祉推進の理念を立てるにあたって、次の4点に留意する必要があるとされています。（原文要約）

① 住民参加の必要性

個人の尊厳、その人が生きる価値などの点ではみな平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の策定、実行、評価の過程は、それ自身が地域福祉の実践そのものである。

② 共に生きる社会づくり

人々の「つながり」が弱くなり、それにつれて「心のつながり」も弱くなり、自己以外への関心が薄れ、ともすれば弱い立場の人々への差別や排除が起こりがちであることから、人と人との関わりを重視し、地域社会での「つながり」を再構築する必要がある。「共に生きる社会づくり」（ソーシャル・インクルージョン）の視点を持つ必要がある。また、全体として権利を養護していく地域住民の活動と仕組みが不可欠である。

③ 男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画に視点に立って展開される必要がある。そのため、男性も女性もともに日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のため参画していくことが期待される。

④ 福祉文化の創造

地域住民が自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現

状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、自らサービスのあり方に主体的に関わり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした積み重ねが、地域に個性ある行動スタイルを育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。このことは地方分権の趣旨にも沿うものである。

2) 地域福祉推進の基本目標

国のガイドラインではまた、理念を踏まえて具体的にどのように実現していくかについて、戦略レベルで次の4つの基本目標を示しています。

- ① 生活課題達成への住民等の積極的参加
「自助・共助・公助」を含めた「パートナーシップ型住民参加＝公私協働
- ② 利用者主体のサービスの実現
ケアマネジメントを含むソーシャルワーク体制の充実
- ③ サービスの総合化の確立
福祉・保健・医療・その他生活関連分野での総合的サービスを確保
- ④ 生活関連分野との連携
福祉と生活関連分野の連携による社会的起業（コミュニティビジネスや NPO、地域通貨制度）の創出。自己実現や予防福祉的な面の効果がある

3) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容

同様に国のガイドラインでは、地域福祉計画に盛り込む必要がある事項として、次のことを挙げています。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 地域における福祉サービスの目標の提示
- 目標達成のための戦略
 - ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制
 - ・要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ・サービスの評価やサービス内容の開示
 - ・サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進と公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・コーディネート機能、民間新規事業開発
- 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 社会福祉活動への支援（地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等）
- 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

④ 要援護者の支援方策に関する事項

- 要援護者の把握や情報の集約と適正な管理方法の確立
- 要援護者情報の共有に関する方策
 - ・関係機関間の情報共有方法の確立
 - ・情報更新の具体的方法

○要援護者の支援方法の確立

- ・日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
- ・緊急対応に備えた役割分担と連絡体制の確立

⑤その他

○その他地域福祉を推進するうえで必要と認められる事項

- ・市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等